

野沢温泉村における 観光税・観光振興財源の導入について

※パブリックコメントに係る資料

野沢温泉村における観光税（案）

名称	宿泊税
目的	持続可能な観光地経営
納税義務者等	納税義務者：本村の宿泊施設（民泊含む）への宿泊者 課税客体：本村の宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為 課税標準：1人1泊当たりの宿泊料金 注：検討委員会では、野沢温泉村の特性を踏まえ、宿泊税は定率課税とすることが望ましいとの意見で一致したため、本案は定率課税を前提としている。
徴収方法 （長野県に準じる）	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者による特別徴収
特別徴収義務者報償金 （長野県に準じる）	期限内申告納入額の2.5%（制度開始5年間は0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%を加算）
税率	3.5%（県税分である100円を税額控除した額が村税） 注：税率設定は以下の点も踏まえたもの。 ① 長野県の租税調整の仕組みにより、村税の税率設定によっては宿泊料金帯によって税率が変動する可能性がある（P.3「（参考）宿泊料金による税率変動の課題」参照）。 ② 宿泊料金に応じて税率が変動する制度設計は、特別徴収義務者である宿泊事業者の事務負担を著しく増加させるため、実務上適当ではない。
課税免除 （長野県に準じる）	幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 ※学校、施設の長が証明するものに限る
免税点 （長野県に準じる）	1人1泊 6,000 円未満の宿泊 注：公平性の観点から免税点を設けない考え方もあるが、長野県宿泊税の制度設計との整合を図る観点から、長野県に準じた設定とする。
使途（方向性）	体験価値の向上と需要管理、観光産業基盤の強化（地域の持続可能性に資する人材育成等を含む。）、生活環境の改善、自然・文化資源の保全と継承等 注：宿泊税に基づく財源の受け皿として基金を設置し、当該基金は、観光関連団体・観光事業者等との協働により策定する「（仮称）観光地マスタープラン」に記載された事業の実施等に充当するものとする。
制度開始日（予定）	条例案可決後、総務大臣の同意を経て、2026年6月1日
制度見直し期間	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討。 また、税率については、長野県宿泊税の「税率の特例」終了又は制度変更の発生を見据え、必要な見直しを実施。

(参考) 宿泊料金による税率変動の課題

■前提

- 長野県宿泊税においては一律「200円」という税額設定（※長野県宿泊税の施行日から3年までの間）をしているところ、長野県内の市町村において宿泊税が導入される場合は、原則として一律「100円」という税額に減額される。
- 野沢温泉村宿泊税においては「宿泊料金×○%-100円」という税額設定をすることで、宿泊客が実際に支払う宿泊税額を「宿泊料金×○%」という分かりやすい設計にしている。

■課題のポイント

- 長野県宿泊税においては細かな市町村との租税調整の仕組みを設けており、**仮に市町村における税額が「100円」未満となる場合には、長野県宿泊税は「200円-市町村における税額」という税額**となる。
- そのため、仮に野沢温泉村において「3%-100円」という税額設定をした場合、以下のように宿泊料金に応じて支払う宿泊税額（県税+村税）が「宿泊料金×○%」とはならず、**宿泊事業者・宿泊客双方にとって非常にわかりにくい設計**となってしまう。

- 宿泊料金6000円：3.33%
- 宿泊料金6200円：3.23%
- 宿泊料金6400円：3.12%
- 宿泊料金6600円：3.03%
- 宿泊料金6700円：3%

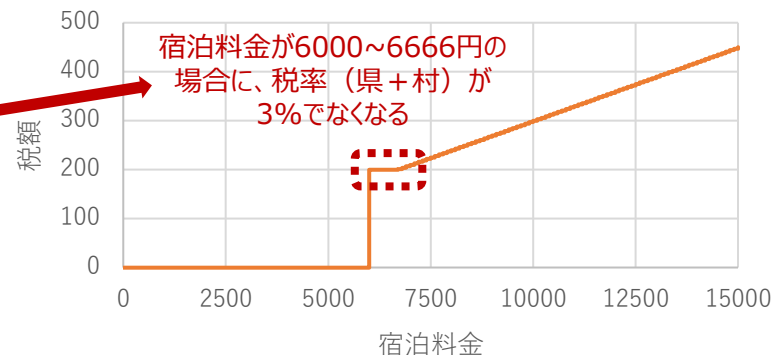
「常に200円」
が適用

長野県による
租税調整

条件 (村税額)	県税額	合計額 (県+村)
100円以上	100円固定	村税+100円
100円未満	200円-村税	常に200円

野村温泉村における
宿泊客視点での宿泊税額の例

野沢温泉村において「3%-100円」という税額設定をした場合



■解決策

- 宿泊料金による税率変動が生じないようにするためには、野沢温泉村宿泊税において「宿泊料金×3.34%-100円」という税額設定をする必要があるところ、わかりやすさの観点から前スライドに記載したとおり「**宿泊料金×3.5%-100円**」という税額設定を有力候補として検討してる。

- 宿泊料金6000円：3.5%
- 宿泊料金6200円：3.5%
- 宿泊料金6400円：3.5%
- 宿泊料金6600円：3.5%
- 宿泊料金6700円：3.5%

野沢温泉村の宿泊税率を3.34%以上の税率である「3.5%」とすると、
長野県の租税調整の仕組みを適用しても
宿泊者からみた宿泊税率は一定となる

※6,000円未満は課税対象外

ガバナンス（管理方法）のイメージについて

- 宿泊税に基づく財源の受け皿として基金を設置する。
- 当該基金は、行政が観光関連団体・観光事業者等との協働により策定する「（仮称）観光地マスタープラン」に記載された事業の実施等に充当するものとし、同マスタープランの進捗管理は行政・観光関連団体・観光事業者等を構成員とする「（仮称）観光地経営会議」が行う。

